経済産業省

20131224商局第３号
平成２５年１２月２６日

岐阜県知事　殿

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官

打揚式動物駆逐用煙火「駆除雷」（輸入販売者：（株）ライズ）等の取扱いに係る注意喚起について（周知依頼）

鳥獣等の動物駆逐に用いられる煙火であって株式会社ライズが輸入販売した打揚式動物駆逐用煙火「駆除雷」の使用中に、持ち手付近が破裂し、指を負傷する火薬類の事故が本年１１月及び１２月に２件発生しています。

当該煙火は、原則地上に固定するなどして使用し、手に持って使用する場合は、専用の手持ち用ホルダーを使用するなど慎重に取り扱うことが必要です。

このため、当省では、今回事故のあった（株）ライズの「駆除雷」に限らず、類似の打揚式動物駆逐用煙火についても災害発生の防止に万全を期するため、（株）ライズ及び他の打揚式動物駆逐用煙火の輸入販売事業者に対し、下記の点等について、これら煙火の販売先に周知するよう求めるとともに、農林水産省、環境省、公益社団法人日本煙火協会及び一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会に対しても関係者への周知を依頼しました。

つきましては、貴職におかれましては、関係機関を通じ鳥獣被害対策に携わる関係者に対し、下記についての周知徹底をお願いいたします。

記

１．「駆除雷」の使用中に、持ち手付近が破裂し、指を負傷する火薬類の事故が本年１１月と１２月に２件発生していること。

【平成２５年１１月１３日】
岡山県において、猿の駆逐のため「駆除雷」を専用の手持ち用保護ホルダー（プラスチック製）に入れて消費していたところ、ホルダー内で製品が破裂し、指を負傷した。（１名が軽傷）

【平成２５年１２月１５日】
山口県において、猿の駆逐のため「駆除雷」を専用の手持ち用ホルダーを使用しないで消費していたところ、製品が破裂し、親指と人差指を欠損した。（１名が重傷）

岐阜県
収受
平成 '26. 1. -6

２．「駆除雷」は、原則、地上に固定するなどして使用すること。

３．「駆除雷」を手に持って使用する場合は、ステンレス製の専用の手持ち用ホルダーを用いること。

４．当該煙火に限らず、類似の打揚式動物駆逐用煙火の使用については、取扱説明書に記載されている使用方法、使用上の注意を遵守するとともに、火薬類の安全な取扱いを心掛けること。

なお、本件につきましては、平成２５年１２月２６日付けをもってプレス発表を行っています。（経済産業省のホームページを参照下さい。）